



佐賀労働局発表  
令和2年10月22日

【照会先】

佐賀労働局労働基準部監督課  
監督課長 秋山 茂  
主任監察監督官 川浪 盛雄  
(電話) (0952-32-7169)

報道関係者 各位

**11月は「過労死等防止啓発月間」です**  
～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、佐賀労働局（局長 加藤博之）においても、以下の取組等を行います。

「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

**1 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施 【別紙1】**

日時：令和2年11月18日（水）18：30～20：30（受付17：30～）

場所：アバンセ佐賀 4F（佐賀市天神三丁目2-11〈どんどんどの森内〉）

※ 過労死のご遺族が体験談を発表されます。（事前の申込みが必要です。）

**2 過重労働解消キャンペーンの実施 【別紙2】**

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、過重労働に関する全国一斉の無料電話相談などを行います。

また、このほか、国民一人ひとりが自身にも関わることで、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

【別紙1】 過労死等防止対策推進シンポジウムのご案内

【別紙2】 令和2年度過重労働解消キャンペーンの概要

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 過労死等防止対策 推進シンポジウム

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

過労死をゼロにし、  
健康で充実して  
働き続けることの  
できる社会へ



日時

2020年11月18日(水)

18:30~20:30 (受付17:30~)

会場

アバンセ佐賀 4F 第3研修室

(佐賀県佐賀市天神三丁目2-11 &lt;どんだんどの森内&gt;)

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。  
参加には、事前申込みが必要です。  
詳細、中止の連絡等は、ホームページにてお知らせいたします。

参加  
無料

事前申込

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで  
QRコードを  
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：佐賀県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議



## 令和2年度過重労働解消キャンペーンの概要

## 1 実施期間

令和2年11月1日（日）から11月30日（月）までの1か月間

## 2 具体的な取組例

## (1) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

以下の事業場等に対して、①36協定の適正な運用、②賃金不払残業の解消、③労働時間の適正な把握の徹底、④過重労働による健康障害防止対策の徹底等に係る重点監督を実施します。

ア 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等  
イ 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

※ 重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※ 監督指導の結果、1年間に2回以上同一条項の違反については是正勧告を受けた場合等は、ハローワークにおいて、一定期間受理しません。

また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取り組みを行うようご協力をお願いしています。

## (2) 電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

[フリーダイヤル] フリーダイヤル なくしましょう 長い残業  
**0120-794-713**

[実施日時] **令和2年11月1日（日）9:00~17:00**

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、次の窓口等において、常時、相談や情報提供を受け付けています。

ア 佐賀労働局、労働基準監督署（佐賀、唐津、武雄、伊万里）又は総合労働相談コーナー  
（開庁時間 8:30~17:15）

イ 労働条件相談ほっとライン（委託事業）  
平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル] フリーダイヤル はい! 労働  
**0120-811-610**

[相談受付時間] 月~金 17:00~22:00、土日・祝日 9:00~21:00

[URL] <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

ウ 労働基準関係情報メール窓口  
労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。  
[URL] [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/mail\\_madoguchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html)

エ ヤングハローワーク SAGA  
就職後の定着支援や若者の「使い捨て」が疑われる企業などに関する相談も実施しています。

## (3) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

労働局長が働き方改革の推進に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例についてホームページなどを通じて地域に紹介します。